

## 第 21 回 赤平市農業委員会総会会議録

1 平成31年3月28日（木）第21回赤平市農業委員会を3階議会委員会室において開催した。

2 会議の応招委員は下記のとおり。

中村 英昭	中西 幸一
橋本 勉	吉本 政史
養田 武士	鈴木 要助
田村 元一	高橋 ノリ子
伊藤 修	池松 洋一
吉野 猛光	

3 本委員会に参与として出席される者は下記のとおり。

事務局長 若狭 正	係 長	相原 良治
主 事 横山 千鶴子		

4 本委員会の書記は下記のとおり。  
係 長 相原 良治  
主 事 横山 千鶴子

5 本会議の案件は下記のとおり。

報告48号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

報告49号 赤平市賃貸借情報（案）について

議案第122号 農用地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第123号 農用地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第124号 農地法第3条の規定による許可について

議案第125号 農用地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第126号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第127号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第128号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第129号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第130号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）  
平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）

6 本日の欠席委員は右記のとおり。 養田委員

7 議事内容

開会宣言 午後4時00分 閉会宣言 午後5時10分

## 第 21 回 赤平市農業委員会議事録

事務局 定刻となりましたので、ただ今より 第21回 赤平市農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに会長より挨拶をお願い致します。

会長挨拶

事務局 本日の欠席委員養田委員です。

出席委員は11人中10人で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、以降の議事の進行は、中村会長にお願いいたします。

議 長 ただいまより、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員2名を選出したいのですが、こちらから指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

全 員 よろしいです。

議 長 それでは、こちらから指名いたします。

議事録署名委員 10番高橋 ノリ子委員 11番池松 洋一委員両氏にお願いしたいが異議ありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、議事録署名委員を両氏に決定いたします。

日程第2報告第48号を事務局よりお願いします。

事務局 報告第48号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてです。

法人の名称は株式会社 代表者の氏名は代表取締役 氏

主たる事務所の所在地は 市 町 番地であります。

経営面積は田は39.3ha・畑は2.1haで法人の形態は株式会社です。

決算の時期は平成30年1月1日から平成30年12月31日までであります。

(定期報告読み上げ)

議 長 皆さんからこのことについて何かありませんか。

池松委員 報告の中で、経営面積は39.3haですが、農地等の提供面積20.8haは 氏所有の農地ですね。

事務局 そうです。差の18.5haは他の方から賃貸借をしている面積です。

池松委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

全 員 ありません。

議 長 それでは報告第48号は報告済とします。日程第3報告第49号をお願いします。

事務局 報告第49号 農地に関する賃借料情報について案であります。

農業委員会は、農地法第52条による「情報の提供」によりこれらを公表することとなっております。

根拠となる契約件数は、平成30年1月から12月までに締結された賃貸借料の37件で田の筆数は81筆です。

田の最高額が13,400円、最低額が5,000円で平均額が9,500円です。

畑の筆数は15筆で、最高額は5,000円、最低額は2,000円で平均額は2,800円です。

今回の公表は4月1日以降報告し、ホームページで掲示していきます。

議 長 事務局より提示された額ですが、この報告について何かありませんか。

池松委員 平成30年の賃貸借料ということですが、もう少し早い時期の報告とはならないのですか。

事務局 昨年1月から12月までのデーターを情報提供していくわけですが、年度の変わりにHP等でお知らせすることが良いかと考えております。

池松委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

高橋委員 HPは農家さん等見ていますか。

事務局 把握は出来ませんが、新たに賃貸借を考えている方はHP等を見て参考にしているようです。

高橋委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

全 員 ありません。

議 長 報告第49号は報告済と致します。日程第4議案第122号をお願いします。

事務局 議案第122号、農地使用貸借の合意解約申出の受理について、次のとおり農地の使用貸借した農地につき

農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので審議の上意見を求めます。

この度 氏より米の生産調整が終わったので解約したい旨の話があり、 氏も了承しました。

土地の所在は、 市 町 番他1筆で公簿が原野・現況が田で面積は9,699m<sup>2</sup>であります。

貸主は住所が「 市 町 氏」 借主は住所が「 市 町 番地 氏」 で合意解約日・土地の引渡し日は平成31年2月28日であります。

図面は次ページのとおりです。

議 長 解約でした。ほ場が 近くのかなり山側となっています。

22日に共和地区委員で現地確認を行いましたので田村委員長より報告をお願いします。

田村委員長 図面をご覧下さい。 の手前から右側に2キロ程入った所にあります。

途中まで車で行けますが、500m程皆さんで歩きました。

雪はまだでしたが、形状はわかりました。面積は9反ですが実質7反ほどしか使われていないようでした。  
なかなか大変な場所だと思いました。

議 長 私も行きましたが、かなり山奥でした。今後の利用意向を事務局が確認しておりますのでお願いします。

事務局 今後の利用について、

先日、 氏に電話をしたのですが、本人は良く知らないということでした。

息子さん夫婦と同居されてますが、息子さんは地方で仕事をしているとのこと。

息子さんの奥さんがいますが働いているとのことで、農地の利用意向について文書を出しました。

連絡が取れまして、お聞きしたところそのまま原野に戻したいとの意向でした。

議 長 公簿が原野ということですが、このことについて何かありませんか。

田村委員 本人の意向についてはわかりました。ただ、 の経営面積が約1町減ることになるので、そこは問題ないかを確認した方が良いと思います。

事務局 わかりました。確認致します。

議 長 他にありませんか。

吉野委員 ほ場の位置や状況からして今までよくやっていたと思います。鹿も出るでしょうし、山からの水も流込むと思います。面積の減が問題なければ本人の意向どおりで良いと思います。

議 長 他にありませんか。

全 員 ありません。

議 長 議案第122号は決定致します。日程第5・第6議案第123号と議案第124号は関連しますので一括でお願いします。

事務局 議案第123号、農地使用貸借の合意解約申出の受理について、次のとおり農地の使用貸借した農地につき農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので審議の上意見を求めます。

土地の所在は、 市 町 番 の他15筆で公簿・現況とも田が11筆で面積は39,304m<sup>2</sup>です。

公簿・現況とも畑が3筆で面積が4,039m<sup>2</sup>、公簿が田、現況が畑が2筆で面積が9,265m<sup>2</sup>であります。

畑の面積の合計は13,304m<sup>2</sup>であります。

貸主は住所が「 市 町 番地 氏」 借主は住所が「 市 町 番地 株式会社 代表取締役 氏」 です。

合意解約日・土地の引渡し日は平成31年3月1日であります。

議案第124号では、農地法第3条の規定による許可申請となります。

貸主は住所が「 市 町 番地 氏」 借主は住所が「 市 町 番地 氏」

土地の所在・地番・地目・面積は第123号と同じです。図面は次ページのとおりです。

農地法第3条の調査書は全て満たすと考えます。

このことにつきまして、 氏より営農計画書が出されています。

議 長 議案第123号は 氏と株式会社 と農地貸借の解約でした。

議案第124号はその農地を 氏から 氏との貸借となります。

このことにつきまして、26日午後5時から住吉地区あっせん委員会を開き、 氏に事前の確認を行いましたので中西委員長より報告をお願いします。

中西委員長 氏は新規就農とは異なりますが、農業経営の申請があった場合には、営農計画書の提出等や事前に本人より農業経営について考えなどの聞き取りや確認を行い、総会で審議されます。

委員会では、先ず、会社が今後どのような展開を目指しているのかと、個人での農業経営について聞きました。会社としては、今後も規模の拡大を目指していくとのことでした。

農機具に関しては、季節毎の作業は会社からレンタルするが、個人所有でも見通しがついているとのこと。

会社の雇用を増やす考えでは、そのようにしたいが、今は機械に投資したこともありすぐには出来ない。

近い将来、息子が後継者となる予定なのでそれ待つてること。

規模の拡大を目指す中で、会社、個人の農業常時従事日数をどのようにクリアして行くかは、会社設立事から機械化を目指してきて現在に至っていること。

個人でも機械の効率作業によりそこはクリア出来るとのことでした。

会社、個人の経理等の区別に関しては、税理士がいるので任せることでした。

今回申請された農地にした理由は、離れ地となっており、会社設立前から試験的に色々作付をしてきた農地であること。それを継続したいのと、ミスをした場合会社のダメージを避けたいという理由でした。

個人では状況が整えば、いずれは認定農業を目指したい考えであること。

会社はベストライスの会員であり、今後の事でいうとGAP取得に取組んでいる。

個人としてもGAP取得に取組むため納屋など分けていきながら進めたいとの考えでした。

最後に 氏からは、自分はいち農業者として今まで出来なかつたことをやつていきたい。

息子さんが会社を継いでも息子さんも会社員のままであること。

自分が農業者となり後継者とともに農業を守つていきたいと話をされました。

議長 赤平市でもこのGAPの取組みを始めていて自分も受けています。

自分では安全だと思っていても、作業的にはどうかという気づきになります。

この度申請の農地法第3条の規定による許可について何かありませんか。

高橋委員 若いのに頑張っているなといつも思っています。

今回個人の農業経営をしたいとの申請でしたが、内容的には会社であっても行えると思うのですが。

敢えて農業者を目指すこと。会社の構成員であることの問題点などありますか。

事務局 このことについても事前に 氏に伺ったところ、会社としては規模を拡大していくことを目指していました。

拡大していく中で、出資者が増える可能性もあり、そうすると構成員が増える。

理事会等で自分が構成員でなくなれば、自分には何もない不安といずれ農地に相続が発生し、会社が上手くいっていればいいのですが、気象条件等で被害を受け、会社が立ち行かない時には担保となる。

その時も自分には何もないのと、息子にも負の遺産しか残せない不安があるとのことでした。

高橋委員 わかりました。息子さんは何歳くらいですか。

議長 息子さんは今、12歳です。

高橋委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第123号、議案第124号は決定致します。日程第7議案第125号を事務局よりお願いします。

事務局 議案第125号、農地農地使用貸借の合意解約申出の受理について、次のとおり農地の使用貸借した農地につき農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので審議の上意見を求めます。

土地の所在は、 市 町 番 他1筆で公簿、現況とも田で面積は11,552m<sup>2</sup>であります。

貸主は住所が「 市 町 番地 氏」借主は住所が「 市 町 番地

氏」であります。後継者に經營移譲しましたが、会社員でもある 氏が規模を縮小したいとのことで、農地の1部を解約し 氏に返還されました。

合意解約日、土地の引渡し日は平成31年3月1日となります。

氏は農業者年金の經營移譲年金受給者です。返還された農地は議案第126号で審議されます。

議長 このことについて何かありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第125号は決定致します。日程第8議案第126号を事務局よりお願いします。

事務局 議案第126号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 株式会社 代表取締役  
氏」利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は、 市 町 番 他1筆で公簿、現況とも田で面積は11,552m<sup>2</sup>であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田であります。始期は平成31年4月1日から平成41年3月31日まで  
の10ヵ年で賃貸借料は反あたり 円であります。この案件は新規です。

氏が継続して經營移譲年金を受給するには、返還された農地を1年以内に第三者に対し經營移譲の

やりなおしをする必要があります。

相手要件も設定を受ける者が農地所有適格法人なので満たしています。

調査書についても全て満たすと考えます。図面は次ページのとおりです。

議長 これも議案第125号では 氏と 氏の解約・議案第126号では同じ地番で新規の賃貸借契約となります。

このことにつきまして3月4日に担当地区委員で現地確認を行いましたので中西委員よりお願いします。

中西委員 氏がほ場の境目に杭を立ててくれていました。 氏立会のもと確認しました。

積雪が少ないので畦畔の形状が解りました。問題はありません。

議長 中西委員の説明がありましたか何かありませんか。

田村委員 さんの自宅の裏はまだ耕作してますね。

事務局 面積は3町4畝ほどあります。昨年も一部を解約して第三者に賃貸借をしています。

田村委員 わかりました。

吉本委員 借りる株式会社 は新規で農地が増えるわけですが、営農的には問題はありませんか。

中西委員 このことも確認しましたが、面積が1町ほどなので問題はないとのことです。

吉本委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第126号は決定致します。日程第9議案第127号を事務局よりお願いします。

事務局 議案第127号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は、 市 町 番 の他12筆で公簿、現況とも田が8筆で面積は29,654m<sup>2</sup>であります。公簿、現況とも畑が4筆で面積が3,213m<sup>2</sup>、公簿が宅地、現況が田が1筆で面積が360m<sup>2</sup>であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田と畑であります。始期は平成31年4月1日から平成31年12月31日まで8カ月で賃貸借料は反あたり 円であります。この案件は新規です。

期間の8カ月の理由は平成32年1月1日で 氏が後継者に経営移譲するためです。

この度、 が体調をこわされ、 氏にお願いしたいとのことでした。

調査書のとおり全て満たすと考えます。図面は次ページのとおりです。

議長 3月4日に現地確認を行いましたので、田村委員より報告をお願いします。

田村委員 共和地区の委員で行いました。

ほ場の輪郭が解りました。図面の - - 番上側ですが、ほ場に沿い用水路が走っています。

又、地番 - 番は - 番は線路より空知川方向になり、 - は - よりかなり低い所にあります。

問題はありませんでした。

議長 このことにつきまして何かありませんか。

全員 ありません。

議長 議案第127号は決定致します。日程第10議案第128号を事務局よりお願いします。

事務局 議案第128号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は、 市 町 番 の他6筆で公簿、現況とも田が4筆で面積は72,759m<sup>2</sup>であります。公簿、現況とも畑が1筆で面積が2,358m<sup>2</sup>、公簿が宅地、現況が田が1筆で面積が712m<sup>2</sup>であります。公簿が畑、現況が田が1筆で面積が1,483m<sup>2</sup>であります。田の合計面積74,954m<sup>2</sup>、畑が2,358m<sup>2</sup>です。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田と畑であります。始期は平成31年4月1日から平成31年12月31日まで8カ月で賃貸借料は反あたり 円であります。この案件は更新です。

調査書のとおり全て満たすと考えます。図面は次ページのとおりです。

議長 田村委員より現地確認の報告をお願いします。

田村委員 ここもほ場の輪郭が解りました。問題はありませんでした。

議長 このことにつきまして何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 議案第128号は決定致します。日程第11議案第129号を事務局よりお願いします。

事務局 議案第129号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は、 市 町 番 の1筆で公簿、現況とも畠で面積は11,927m<sup>2</sup>であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は畠であります。始期は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5カ年で賃貸借料は 円であります。反あたりにしますと約 円となります。

この案件は更新です。調査書のとおり全て満たすと考えます。図面は次ページのとおりです。

議 長 賃貸借料は平均より高い金額です。中西委員より現地確認の報告をお願いします。

中西委員 平岸地区も輪郭が確認できました。特に問題はありません。

議 長 このことにつきまして何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 議案第129号は決定致します。日程第12議案第130号を事務局よりお願いします。

事務局 議案第130号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定をする者の住所が「 市 町 番地 氏」

利用権の設定に係る土地の所在は、 市 町 番 の1筆で公簿、現況とも田で面積は11,900m<sup>2</sup>であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田であります。始期は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5カ年で賃貸借料は反あたり 円であります。この案件は更新です。

調査書のとおり全て満たすと考えます。図面は次ページのとおりです。

議 長 中西委員より現地確認の報告をお願いします。

中西委員 ここは の奥の方となります。 の へ行く分岐となります。

ここも平岸地区の委員で確認しました。問題はありません。

議 長 このことにつきまして何かありませんか。

田村委員 赤平地区でいちばん奥のほ場となりますね。

吉野委員 図面の下の田も さんが耕作していますね。

事務局 図面の道を挟んで両方を さんが耕作しています。

吉野委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

全 員 ありません。

議 長 議案第130号は決定致します。その他を事務局よりお願い致します。

事務局 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の計画案です。

(内容の説明)

議 長 事務局より説明がありましたが、このことについて何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 特にないようですので、事務局は今後の手続きについて、進めてください。

事務局 このことにつきまして、検討された結果を1ヶ月間ホームページで公表し市民から意見等を聴取することとなります。公表準備が整い次第、ホームページで公表し、意見等がありましたら、取りまとめ、以降の総会で審議、確認、決定との運びとなります。本日説明いたしましたが、委員からも特に意見がありませんでしたが、ホームページなどで再度確認いただき、疑問になること、意見、また、近所の方から問い合わせ等があれば、連絡いただければと思います。

議 長 皆さんも内容を把握し、農業者への取組みがなされていることを周知して意見を入れていかなければなりませんので宜しくお願いします。

事務局 はい、わかりました。

議長 このことについて何かありませんか。

橋本委員 今後の課題ですが、農地所有者が高齢化となり耕作出来ず、新たな賃貸借・売買が増えてきています。

ここ数年で何件か経営移譲をする方もいますが、担い手の数も限られています。

ここに記されている啓蒙活動だけでなく、農業委員会として調査をし、今後見込まれる

農地の状況を把握し、共通認識をもって利用集積や遊休農地の防止に努める必要があると思います。

議長 赤平市産業の中心を担っていますので、次世代に繋いでいくためにも守るべき農地の今後の課題などを把握するのは重要だと思います。

吉野委員 農業委員会としての人、農地プランの青写真を作るのも方法ですね。

議長 一步踏み込んだ取組みが必要と思いますね。他にありませんか。

全員 ありません。

議長 事務局より他にありますか。

事務局 先月皆さんから活動記録を集めて集計しました。お返します。

案ですが、既存の活動記録だと使い勝手はどうかと思いました。

事務局で独自のを作つてみました。見た目で解りやすい項目にしたのと記入しやすくしたのですが。

回覧して見て下さい。どちらがよろしいかと思っています。

来年7月任期分までの用紙をファイルするとこの厚さになります。

議長 いかがですか。

田村委員 先ず、2ヶ月分作つて頂いて使ってはどうでしょうか。

使ってみて改善する点があれば又改善すればいいと思います。

議長 皆さんもそれでよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 他にありませんか。

全員 ありません。

議長 事務局より他にありますか。

事務局 ありません。

議長 無いようですので、本日の報告、議事はすべて終了いたします。

事務局 第21回農業委員会総会を終了致します。

以上、てん末を記し相違なき事を証するためここに署名する。

1 中村 英昭

10 高橋 ノリ子

11 池松 洋一